

## 国分寺市住宅改修資金融資あっせん制度 申込みのしおり

この制度は、市民の皆さんが家屋の増築・部分改築・修繕、太陽熱利用温水器の設置を行う場合、市が指定する金融機関に市が融資あっせんを行い、その利子の全部を補給するものです。（市が直接融資をするものではありません。）

あっせんされた方は、工事完了後、金融機関と融資契約を締結し、必要な手続を終えた後に金融機関から融資を受けられます。

- ❖ 新築工事・全面改築工事・店舗改修工事は、この制度の対象になりせん。増築工事でも建ぺい率等超過の場合も不可です。
- ❖ 耐震改修等助成金（まちづくり推進課）との併用ができますが、その場合は融資あっせん額及び提出書類にご注意ください。

### ＊申込みの方法＊

- 【受付期間】 毎年4月1日～翌年3月31日  
ただし、申込みが多数あり、あっせん金額が融資枠を超えた場合は、原則その時点で当該年度の受付を終了します。（受付順）
- 【受付時間】 午前8時30分～午後5時（正午から午後1時を除く）
- 【受付場所】 市民生活部経済課（市役所1階）

市と金融機関の審査がありますので、工事着工前約1か月の余裕をもってお申込みください。

### ◎申込み先と問合せ先

国分寺市役所 市民生活部 経済課 経済振興係  
電話 042-312-8613



## **\* 対象となる工事 \***

- (1) 増築工事
  - 改修する住宅と同一敷地内において、住宅の床面積を増加する工事
- (2) 改築工事
  - 改修する住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- (3) 修繕工事
  - ① 耐久性を高めるための工事
    - ・ 住宅の構造部分の修繕又は塗装等の工事
  - ② 防災上、安全上必要な工事
    - ・ 基礎、土台、柱及びはり等の補強又は屋根及び外壁を防火構造にする工事等
  - ③ 居住性を良好にするための工事
    - ・ 居室の日照、通風、採光及び換気を良好にするための工事
    - ・ 間取りの変更を行う工事
    - ・ 台所、浴室、便所等を改良する工事
    - ・ 壁紙の張替え、建具の取替え工事
- (4) 太陽熱利用温水器（ソーラーシステムを含む）設置工事
  - 太陽熱を利用して給湯、冷暖房を行う設備を設置する工事
- (5) 附帯設備工事
  - 前項 {(1)～(4)} の工事に通常付随して行われる、電気、ガス、給排水等の附帯設備工事及び門、塀の設置工事

※設計費は対象外

## **\* 工事の条件 \***

- 建築基準法に合致している工事内容であること。
- 改修箇所が市の他の補助制度の対象になった部分がある場合はその部分の工事額については融資対象工事額から除外する。
- 融資あっせんが承認されてから180日以内に終わる工事であること。
- 太陽熱利用温水器設置工事の対象となる設備は、「優良ソーラーシステム認定制度」に基づき一般社団法人ソーラーシステム振興協会が認定した設備又は「優良住宅部品認定制度（BL）」に基づき一般財団法人ベターリビングが認定した設備であること。

## \* 申請者の資格 \*

- (1) 市内に3年以上居住し、引続き居住の見込のある者が、自己の居住の用に供する住宅を改修すること。
- (2) 当該土地及び住宅の所有者であること。又は所有者の承諾を得ていること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 現在、この制度による融資を受け、又は保証人になっていないこと。
- (5) 連帯保証人又は信用保証機関の保証を得られること。

※ご利用になる金融機関により連帯保証人方式・信用保証機関方式のいずれかになります。

### ① 連帯保証人

- ・ 都内に居住し、一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主であること。
- ・ 現在この制度による融資を受け、又は保証人になっていないこと。

### ② 信用保証機関

- ・ 信用保証機関の保証基準に合致していること。
- ・ 保証料は申請者本人の負担となります。金額は個別に異なりますので各特定金融機関にお問い合わせください。

## \* 特定金融機関 \*

| ① 連帯保証人を利用 |        | ② 信用保証機関を利用     |         |
|------------|--------|-----------------|---------|
| みずほ銀行      | 国分寺支店  | 東京むさし<br>農業協同組合 | 国分寺支店   |
|            | 小金井支店  |                 | 国分寺支店   |
| 三菱UFJ銀行    | 国分寺支店  | 多摩信用金庫          | 西国分寺支店  |
| きらぼし銀行     | 西国分寺支店 |                 | 国分寺南口支店 |
|            | 小平支店   |                 | 恋ヶ窪支店   |
| 山梨中央銀行     | 国分寺支店  |                 | 栄町支店    |
| 西武信用金庫     | 西国分寺支店 |                 | 国立支店    |

※多摩信用金庫はお住まいの所在地により支店の担当エリアが決まっています。

**\* 融 資 あ っ せ ん の 内 容 \***

|                  |                                                                                                         |                            |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
|                  | A. 増 築 ・ 改 築 ・ 修 繕 工 事                                                                                  | B. 太 陽 熱 利 用 温 水 器 設 置 工 事 |
| 融 資<br>あ っ せ ん 額 | 工 事 額 の 80% 以 内                                                                                         |                            |
|                  | 30 万 円 以 上 400 万 円 まで                                                                                   | 10 万 円 以 上 50 万 円 まで       |
| 利 率              | 年 利 1.975%（本 人 負 担 0%・市 の 利 子 補 給 1.975%）<br>た だ し、毎 年 4 月 に 改 正 す る た め 融 資 契 約 時 の 利 率 が 適 用 さ れ ま す。 |                            |
| 償 還 方 法          | 元 金 均 等 月 賦 償 還（融 資 を 受 け た 日 の 属 す る 月 の 翌 々 月 よ り）                                                    |                            |

※ 耐震改修等助成金を利用する場合は、総工事額から助成金対象工事額を差し引いた金額の80%以内となります。

★ 償還期間は次の区分によります。

| 融 資 額     | 償 還 期 間 | 融 資 額       | 償 還 期 間 |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 10 万 円    | 5 カ 月   | 91～100 万 円  | 50 カ 月  |
| 11～20 万 円 | 10 カ 月  | 101～110 万 円 | 55 カ 月  |
| 21～30 万 円 | 15 カ 月  | 111～150 万 円 | 60 カ 月  |
| 31～40 万 円 | 20 カ 月  | 151～200 万 円 | 65 カ 月  |
| 41～50 万 円 | 25 カ 月  | 201～250 万 円 | 70 カ 月  |
| 51～60 万 円 | 30 カ 月  | 251～300 万 円 | 75 カ 月  |
| 61～70 万 円 | 35 カ 月  | 301～350 万 円 | 80 カ 月  |
| 71～80 万 円 | 40 カ 月  | 351～400 万 円 | 85 カ 月  |
| 81～90 万 円 | 45 カ 月  | 401～450 万 円 | 90 カ 月  |

※ た だ し、期 間 を 繰 り 上 げ て 償 還 す る こ と が で き ま す。

## \* 申込みから借入までの手順 \*

### 1 一次書類提出（申込み）

- (1) 住宅改修資金融資あっせん申請書（様式第1号）
  - ※ 信用保証機関を利用する場合は「申請書」も必要
  - ※ 連帯保証人により融資を受ける方は、以下の書類も必要
    - ① 連帯保証人の世帯全部の住民票（個人番号（マイナンバー）及び住民票コードの記載なし）の写し（発行3か月以内）
    - ② 在職証明書などの職業に就いていることが証明できる書類
- (2) 申請者の世帯全部の住民票（個人番号（マイナンバー）及び住民票コードの記載なし）の写し（発行3か月以内）
- (3) 設計図面〔案内図・平面図（寸法明記）・立面図（寸法明記）・配置図・配管図等〕（改修箇所を赤色で明記）
- (4) 市税完納証明書（発行3か月以内） ※納税課で取得
- (5) 工事見積書（材料の単価、使用量等明記のもの）
- (6) 情報提供に関する同意書

以下の書類は該当する場合のみ提出が必要です

- (7) 借地、借家の場合は所有者の承諾書（様式第2号）
- (8) 建築基準法第6条1項に該当する工事については、確認済証の写し（コピー）
- (9) 太陽熱利用温水器設置工事については、「優良ソーラーシステム認定制度」または「優良住宅部品認定制度（BL制度）」で認定設備であることを証する書類
- (10) 東京都給水条例第4条（水道事業管理者に届けなければならない工事）に該当するものについては設計審査申込書の写し
- (11) 耐震改修等助成金を利用される場合は、まちづくり推進課発行の「助成金交付決定通知書」（コピー）



**2 審査**（金融機関・信用保証機関の審査を含む）  
金融機関から直接ご連絡があります

約 1 か月



**3 「住宅改修資金融資あっせん承認書（様式第5号）」の交付**



### 4 工事着工・工事完了

あっせん承認書（様式第5号）の交付を受けた日から 180 日以内に工事を完了すること（承認書の交付前に着工することはできません）



**5 二次書類提出（完了届）** ※提出時に市の検査日時を決定します

（１） 工事完了届兼検査願（様式第７号）

（２） 費用明細書（請求書のコピー）

以下の書類は該当する場合のみ提出が必要です

（３） 建築基準法第６条１項に該当する工事については、検査済証の写し（コピー）

（４） 東京都給水条例第４条に該当する工事については、工事しゅん工検査書の写し

（５） 耐震改修等助成金を利用された方は、まちづくり推進課発行の「助成金交付確定通知書」（コピー）



**6 市の検査**



**7 「住宅改修資金融資支払承認書（様式第８号）」の交付**



**8 金融機関との借入手続（融資契約）**



**9 融資実行**

金融機関との借入手続完了後 10 日以内に融資が受けられます



**10 融資を受けた日の属する月の翌々月から返済開始**

**＊金融機関に提出する主な書類＊**

金融機関により提出書類が異なります

【審査時に必要な書類】

- ☆ 印鑑証明書（本人・連帯保証人）
- ☆ 収入証明（本人・連帯保証人）
- ☆ 住民票の写し など

【融資契約時に必要な書類】

- ★ 金銭消費貸借契約証書
- ★ 取引契約書
- ★ 印鑑取引届
- ★ 市の交付する「支払承認書」（様式第８号） など

# 注意事項

1 次のような場合は、速やかに市に届け出てください。

- (1) 申込みから工事完了までの期間内において、申請取消し又は資格喪失の場合
- (2) 都合により工事内容を変更するとき。(届出をしないで変更した場合は融資取消しとなることがあります。)
- (3) 住所、氏名、その他の重要な変更があったとき。
- (4) 連帯保証人に住所、氏名、その他の重要な変更があったとき。
- (5) 火災、その他の災害により融資金の償還が困難になったとき。

2 次のような場合は、融資あっせんを取消し、また、既に融資を受けているときは、融資金・利子補給金共に一括返済していただきます。

- (1) 偽りの申請その他不正な行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資金を目的以外に使用したとき。
- (3) 「申請者の資格」に規定する要件を失ったとき。



# 申込みから融資まで

※耐震改修等助成金を利用されない方は  
①～③の手続は不要です

耐震改修工事



②市の審査



市役所  
まちづくり推進課

①耐震改修等助成金申込み

③市の決定通知

利用者

④融資あっせん申込み

⑧あっせん承認書交付

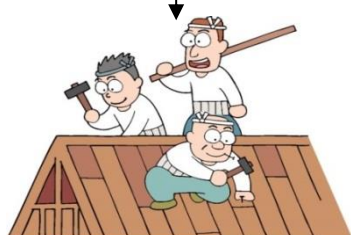
⑪工事完了届出の提出

⑬支払承認書の交付

⑭融資申込み

⑮融資実行

⑨工事着工  
⑩請求書受領



市役所  
経済課

⑤市の審査



⑫完了検査

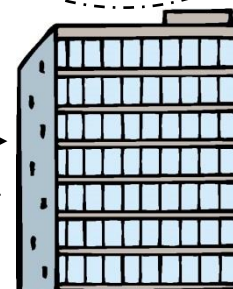
⑥金融機関の審査

⑦あっせんの承認

金融機関



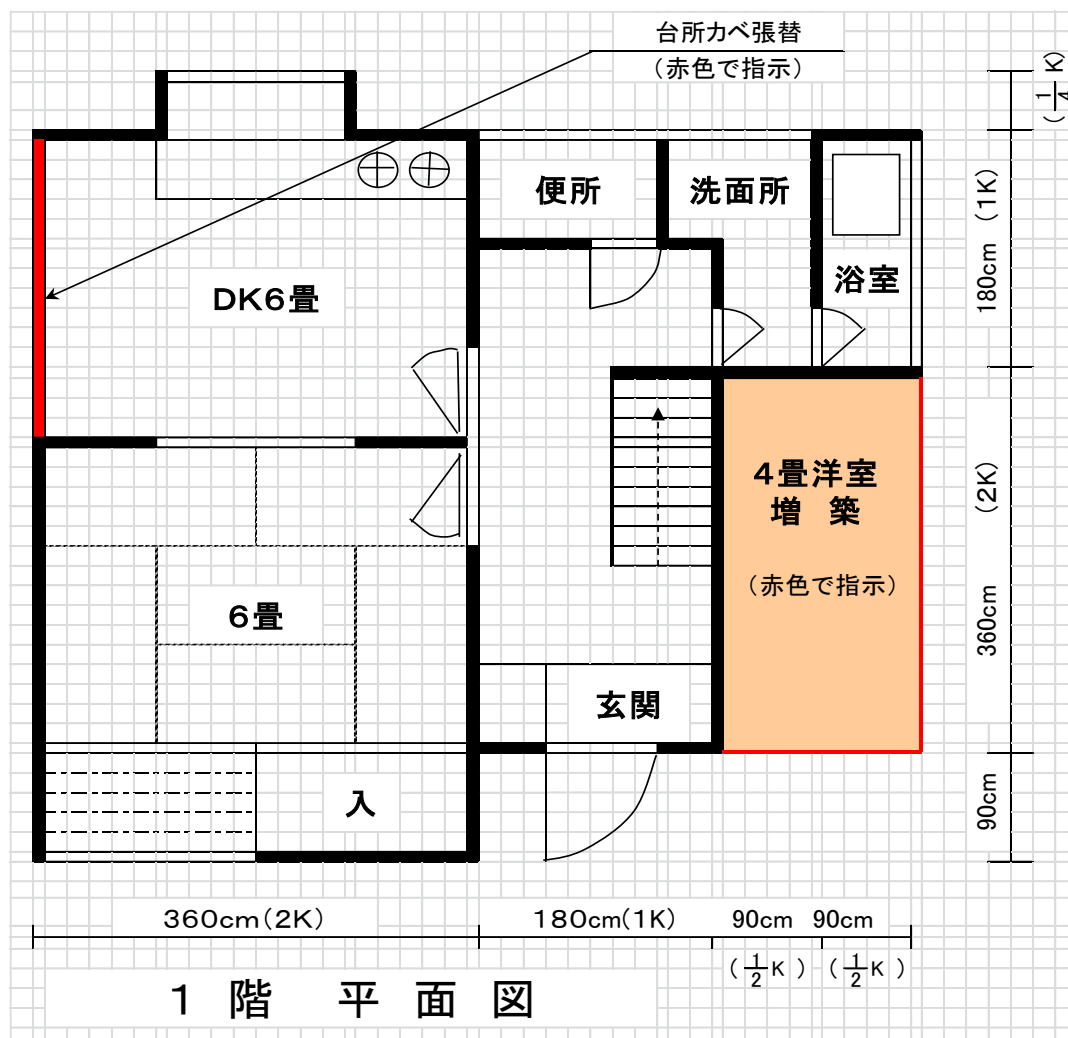
信用保証機関



照会

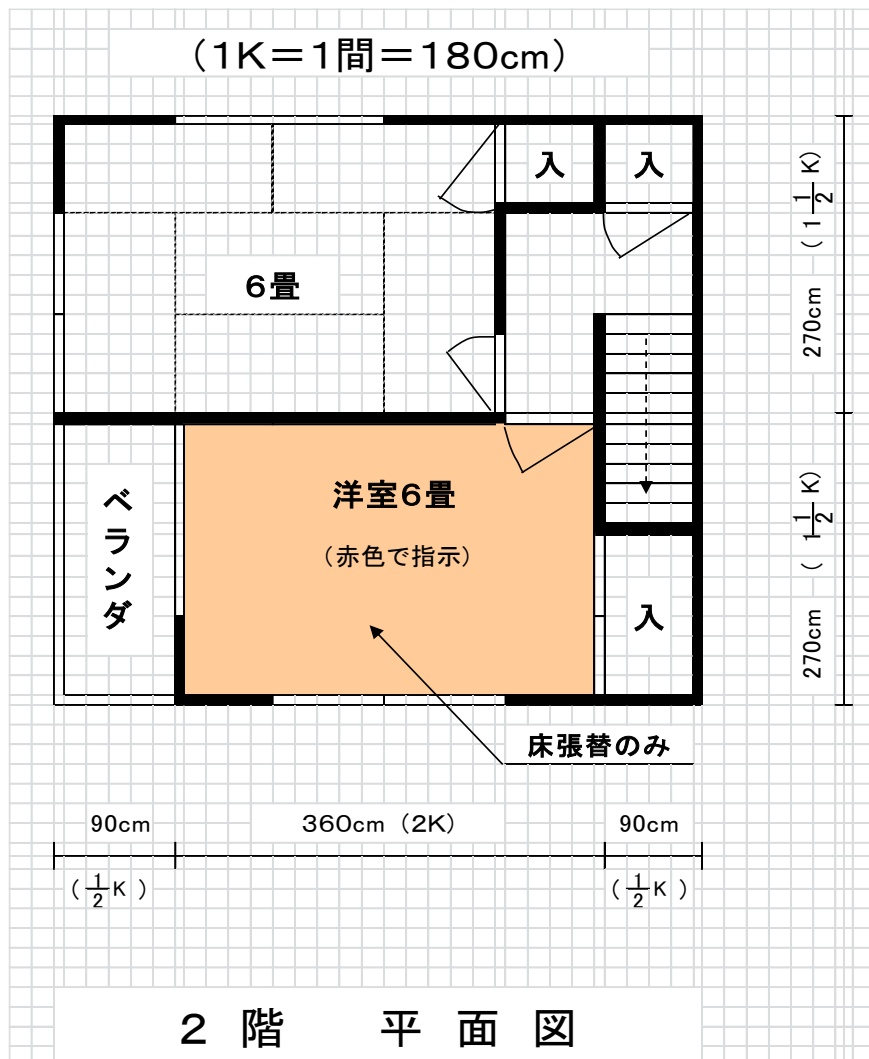
回答

図面記入例（改修部分は赤字で示してください）



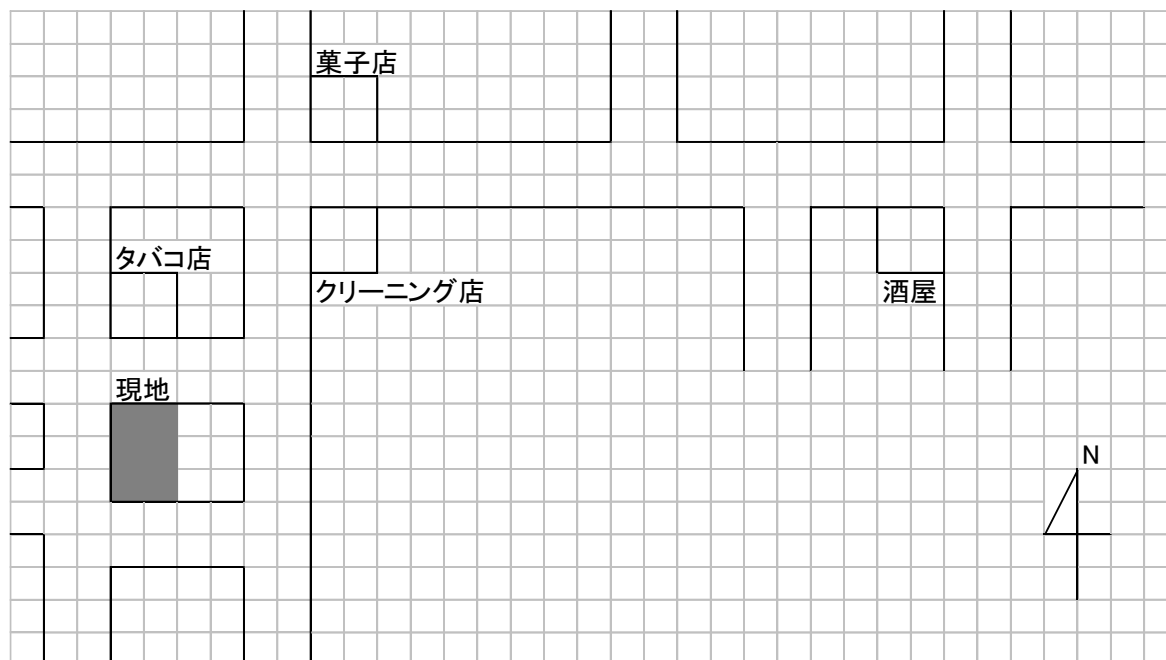
記入上の注意事項

- （１）図面は上図の要領で、住宅全体を書き、改修部分を必ず赤色で示してください。
- （２）平面図では説明しにくい部分の改修は、立面図も提出してください。
- （３）太陽熱温水器又は水まわり（台所流し、洗面所、風呂場など）部分の改修工事については、配管図を添付してください。
- （４）火気を取扱う場所を工事する場合は、その旨明記してください。



## 案内図 記入例

大きな建物など、目標になるものを記入して下さい。



## 敷地と建物の位置図記入例

